



認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「3-4 短期記憶」★★

【定義】

面接直前に何をしていたか思い出す能力を評価する項目。



注意するポイント

- ・面接直前または当日行ったことについて具体的に答えることができれば、「できる」を選択します。（食事を食べたか、食べていないかわかっていればできると判断してよい）
- ・上記の質問で確認が難しい場合は、3品法を行います。
〔3品法の正しい方法：3品提示し、5分以上時間を置いた後、2品提示し、残り1品を回答できるかどうかで評価。〕
- ・調査当日の状況と対象者や家族から聞き取りした日ごろの状況が異なる場合は、調査日より概ね過去1週間の状況において、より頻回な状況に基づき選択します。

★★「4-12 ひどい物忘れ」★★

【定義】

「ひどい物忘れ」行動の頻度を評価する項目。認知症の有無や知的レベルは問いません。火の不始末など、物忘れによって、何らかの行動が起こっているか、周囲の者が何らかの対応を取らなければならないような状況を評価します。

注意するポイント

- ・電話の伝言をし忘れるといった、単なる物忘れは含みません。
- ・周囲の者が実際対応しているかどうかは選択基準に含みませんが、具体的な対応の状況を特記事項に記載してください。
- ・物忘れがあっても、それに起因する行動が起きていない場合や、周囲の者が何らかの対応をとる必要がない場合は、「ない」を選択します。

★★「3-4 短期記憶」と「4-12 ひどい物忘れ」について★★

「3-4 短期記憶」は能力で評価（できるかできないか）し、「4-12 ひどい物忘れ」は有無で評価（あるかないか）する点に注意します。

【介護認定の状況】（R7.2.4 時点）



12月申請 572件のうち審査会の予定が決まっていない数 29件

1月申請 613件のうち審査会の予定が決まっていない数 428件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係 (44-8221)